## ゆら博愛園デイサービスセンター 料金表

通所介護7時間以上8時間未満 (9:30~16:40、7時間10分)

| NINTER CONTRACTOR OF CONTRACTO |                  |  |
|--|------------------|--|
|  | 1日あたりの利用料金 (非課税) |  |
| 要介護度 1   | ¥ 6, 550         |  |
| 要介護度 2   | ¥ 7, 730         |  |
| 要介護度 3   | ¥ 8, 960         |  |
| 要介護度 4   | ¥10, 180         |  |
| 要介護度 5   | ¥11, 420         |  |
| サービス提供体制強化加算(I)イ   | ¥ 220            |  |
| サービス提供体制強化加算(I)ロ   | ¥ 180            |  |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  | ¥ 60             |  |

各介護度の利用料金とサービス提供体制強化加算の合算が基本料金となります。

## その他の費用:通所介護

・入浴介助加算(I)・入浴介助加算(II)1回あたり ¥400(非課税)・入浴介助加算(II)1回あたり ¥550(非課税)

・中重度者ケア体制加算 1回あたり ¥450(非課税)

・生活機能向上連携加算 (I) 1月あたり ¥100 (非課税) 3月に1回を限度

生活機能向上連携加算(Ⅱ)1月あたり ¥200(非課税)

下記の個別機能訓練加算のいずれかを算定している場合には¥100(非課税)

・個別機能訓練加算(I)イ 1回あたり ¥560(非課税)

・個別機能訓練加算(I)ロ 1回あたり ¥850(非課税)

・個別機能訓練加算(Ⅱ)1月あたり ¥200(非課税)

ADL 維持等加算(I)1月あたり ¥300(非課税)

ADL 維持等加算(Ⅱ)1月あたり¥600(非課税)

・ADL 維持等加算 (Ⅲ) 1月あたり¥30 (非課税)

認知症加算 1回あたり ¥600(非課税)

・栄養改善加算 1回あたり ¥2,000(非課税)原則3月以内、1月に2回を 限度

・口腔栄養スクリーニング加算 (I) 1回あたり ¥200 (非課税) 6月に1度を 限度

・口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 1回あたり ¥50 (非課税) 6月に1度を 限度

・口腔機能向上加算(I) 1回あたり¥1,500(非課税) 原則3月以内、1月に 2回を限度 ・口腔機能向上加算(Ⅱ) 1回あたり¥1,600(非課税) 原則3月以内、1月に 2回を限度

・栄養アセスメント加算 1月あたり¥500 (非課税)

・科学的介護推進体制加算 1月あたり¥400円(非課税)

・若年性認知症利用者受入加算 1回あたり¥600(非課税)

・介護職員処遇改善加算 利用した報酬単価の1000分の59に相当する単位数

・介護職員等特定処遇改善加算 利用した報酬単価(介護職員処遇改善加算を除く)の

1000分の12に相当する単位数

自己負担額は、基本利用料に使用した加算の合計額と、その金額に処遇改善加算の合計額に、 介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

·昼 食 費 1食あたり ¥600(全額自己負担) (非課税)

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けること ができます。

## 介護予防通所介護相当サービス

|     |   | 1月あたりの利用料金 | (非課税) |
|-----|---|------------|-------|
| 要支援 | 1 | ¥16,720    |       |
| 要支援 | 2 | ¥34, 280   |       |

その他の費用:介護予防通所介護相当サービス

- ・生活機能向上グループ活動 ¥1,000(月額・非課税)
- ・運動器機能向上サービス ¥2,250月額・非課税)
- ・ロ腔機能向上サービス(I) ¥1.500(月額・非課税)
- ・口腔機能向上サービス(Ⅱ) ¥1,600(月額・非課税)
- ·若年性認知症利用者受入加算 ¥ 2, 4 0 0 (月額·非課稅)
- ・栄養アセスメント加算 ¥500(月額・非課税)
- ・栄養改善加算 ¥200 (月額・非課税)
- ・選択的サービス複数実施加算(I) ¥4,800(月額・非課税)
- ・選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ) ¥7,000(月額・非課税)
- ・サービス提供体制強化加算(I) ¥880(月額・非課税、要支援1)
  - ¥1,760(月額・非課税、要支援2)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ¥720(月額・非課税、要支援1)
  - ¥ 1, 440(月額・非課税、要支援2)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ¥240(月額・非課税、要支援1)
  - ¥480 (月額·非課税、要支援2)
- 生活機能向上連携加算(I)¥1,000(月額・非課税、3月に1回を限度)
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ)¥2.000(月額・非課税)
- ・口腔栄養スクリーニング加算(I) ¥200(1回・非課税、6月に1回を限度)

- ・口腔栄養スクリーニング加算(I) ¥50(1回・非課税、6月に1回を限度)
- ・科学的介護推進体制加算 ¥40(月額・非課税)
- ・介護職員処遇改善加算(I) 利用した報酬単価の1000分の59に相当する単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算 (I) 利用した報酬単価(介護職員処遇改善加算を除く) の100分の12に相当する単位数

自己負担額は、基本利用料に使用した加算の合計額と、その金額に処遇改善加算の合計額に、 介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

- ・昼 食 費 1食あたり ¥600(全額自己負担) (非課税)
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合はいったん1月あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けること ができます。